千曲市訓令第１０号

本　　庁
出先機関

初任給及び昇格昇給等の実施規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和７年１１月２１日

千曲市長　小　川　修　一

初任給及び昇格昇給等の実施規程の一部を改正する訓令

初任給及び昇格昇給等の実施規程（平成15年千曲市訓令第25号）の一部を次のように改正する。

第１条中「千曲市一般職の初任給、昇格、昇給等に関する規則」を「千曲市一般職の職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則」に改める。

第４条第１項中「第26条第２項」を「第28条第３項」に改め、同条第２項を次のように改める。

２　規則第28条第３項の規定によるその他市長の定める一般職員は、次の各号に掲げるものとし、各号に定める期間を勤務成績が得られないものとして取り扱うものとする。

(1)　停職処分を受けた職員　停職の期間に６月を加えた期間

(2)　減給処分を受けた職員　６月

(3)　戒告処分を受けた職員　３月

第５条中「の規定による給料の更正は、次」を「に規定する市長の定めるところとは、次の各号に掲げる場合」に改め、同条第１号中「第４条第２項」を「前条第２項」に、「もの」を「とき。」に改め、同条第２号中「もの」を「とき。」に改める。

附　則

この訓令は、令和７年11月21日から施行する。